

生駒市教育委員会規則第1号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年2月24日

生駒市教育委員会委員長 山本 吉延

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例（平成25年12月生駒市条例  
第39号）の施行期日は、平成26年4月20日とする。